

家族法制の見直しに関する要綱案（案）に関する意見

附帯決議（事項）の提案について

2024（令和6）年1月9日

委員 赤石千衣子

委員 大石亜希子

委員 戒能 民江

委員 柿本 章子

（五十音順）

意見の趣旨

当部会において議論されている要綱案（案）の附帯決議として以下の事項を提案する。

- 家庭裁判所の機能向上のため、研修・人員体制の強化を行うとともに、そのための財源が確保されること。
- 家庭裁判所は、親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立ての件数およびその結果について報告を行うこと。また、今回の民法改正が家事事件の動向にどのような影響を与えたか、改正法施行後しかるべき時期に報告を行うこと。
- 父母の離婚前後の子の養育への父母の関与、および親権者・監護者の取決めに関し、ドメスティック・バイオレンス（DV）および児童虐待を防ぎ、子の安全と安心を確保するため、法的支援をはじめとする充実した取り組みが行われること。また、そのために必要な財源が確保されること。
- 子の養育に関連する税制、社会保障制度、および教育支援にかかわる制度について、父母の離婚により子に不利益が生じないよう、関係省庁の連携協力による真摯な検討および必要な措置が講じられること。

理由

当部会で議論されている要綱案（案）では、家庭裁判所にいっそう大きな役割が求められており、当部会においても、案件の増加や複雑化へ十分対応しうる、その機能の拡充を求める意見が多数出ている。また、民法第765条第1項（離婚の届出）および民法766条（離婚後の子の監護に関する事項の定め）、民法第818条第3項（親権者）、民法第819条（離婚の場合の親権者）の見直しについては、国民生活に大きな影響を及ぼすものであるだけに、裁判所の判断がどのようになされているかを国民に周知することが望まれる。DV事案への対応に関しては、「急迫の事情」（要綱案（案）第2—1（2）ウ）の解釈について、当部会でも繰り返し実態にそぐわないなどの懸念と支援の必要性が述べられてきた。さらに、税制、社会保障制度、および教育支援に関して、省庁横断的な対応が

求められる点については、第 20 回会議に提出された意見書に加えて、部会における委員・幹事の発言でも指摘されているところである。

以上の内容については、要綱案（案）とは別に、附帯決議とすることが適当である。

なお、要綱案（案）と別に附帯決議を議決することについては、同じ趣旨から法制審議会会社法制部会（第 20 回）においても同様の取り扱いがなされていることを付記する。

以上